

# 栃木県立博物館における上映用設備整備業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「栃木県立博物館における上映用設備整備業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

## 1 業務名

栃木県立博物館における上映用設備整備業務

## 2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、県立博物館はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、その事業計画に基づき、デジタル化した無形文化財等の映像を活かせる上映設備を整備し、来館者が質の高い映像を視聴できるようにするものである。

## 3 委託料

24,112,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 4 予定契約期間

契約締結の日から令和6（2024）年3月29日（金）まで

## 5 業務内容

本業務は、県立博物館内の既存施設である講堂を最大限活用することとし、上映に必要なスクリーン及びプロジェクター、再生機器・音響機器等の整備、一部の既存設備の撤去・処分、それに付随する業務のみを実施するものとし、講堂の客席・天井照明等の変更は伴わない。

### 【上映設備設計】

受託者は、県立博物館の業務を理解した上で、本設備の詳細設計を実施すること。なお、設計書は、発注者が内容を理解できるように、図式、フローチャート、表、用語解説等を用いて分かりやすく記載すること。

- (1) 実施設計
- (2) 上映シアターのイメージ図作成
- (3) その他、必要な事項

※整備場所は、栃木県立博物館1階講堂。配置図については以下のHPを参照すること

<http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/info/map.html>

<http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/info/pdf/koudou.pdf>

※設計にあたっては、鑑賞する人が没入感を味わえるものとなるよう、工夫すること。

また、栃木県立博物館全体と調和するよう工夫すること。  
※後方の座席からも鑑賞できるよう工夫すること。

### 【上映機器の納入・設置】

本業務で必要な上映機器を調達し、講堂内に設置すること。

- (1) プロジェクター及びスクリーン
  - ・プロジェクターについては、4Kで撮影された動画やVR映像の魅力を活かせるものとする
  - ・講堂南側上部にある映写室に、電源コンセント（AC100V、15A）を1回路設置予定であり、提案にあたっては、同配線が整備されることを前提とすること
  - ・スクリーンについては、講堂前方部（北側）のステージ付近に設置すること
  - ・既存のスクリーンサイズは、100インチ（アスペクト比4:3）であり、同スクリーンを上回る規格とすること
- (2) 動画プレイヤー等の上映用機材
- (3) VR等上映用のハイスペックPC及びプレゼン用の汎用PC
  - ・ハイスペックPCは、三次元立体映像等をストレスなく再生できるものとする
  - ・汎用PCにはMicrosoft Officeの最新版をインストールすること
  - ・PCについては、1台に双方の機能を持たせることを可とする
- (4) 音響設備一式（ワイヤレスマイク3本含む）
  - ・スピーカーについては、講堂前方部（北側）のステージ壁面にある既存のスピーカーボックス内に設置することを前提としており、スピーカーボックス内の既存スピーカーの撤去・処分費用も含むこと
  - ・スピーカーの設置について、既存スピーカーボックス以外の場所を提案することも可とする
- (5) スイッチャー等周辺機器一式
- (6) 制御機器一式（操作卓に置いたタッチパネルから以下の操作の一括制御を想定）
  - ア PCを除く全機材の電源 on/off
  - イ 映像切替
  - ウ ソースごとの音量調整
  - エ 動画プレイヤーの演目選択、再生/停止等の操作

※操作卓については、講堂前方部（北側）ステージ付近の東側を想定しており、講堂東側面に、操作卓接続用の電源コンセント及びカットリレーコンセント（総電気容量15A）を2回路設置する予定であり、同配線が整備されることを前提として提案すること

※いずれの機器も1年以上の保証期間を設けること

※「栃木県立博物館文化観光拠点計画」（令和4年9月6日文化庁認定）に基づきデジタル化した無形文化財等のコンテンツ映像を設置した機器で上映できるように現地調整を行うこと。

※上映機器の操作マニュアルを作成し、栃木県立博物館職員への操作研修を行うこと。なお、操作マニュアルは機材写真等を活用し、誰でも簡単に操作できる内容とすること。

## 【成果品】

- (1) 成果品
  - ア 上記上映機器一式
  - イ 機器操作マニュアル
    - ・紙ファイル綴り 3冊
    - ・PDF データ
  - ウ 上映設備設計関係資料
  - エ 事業実施報告書
- (2) 納品場所  
栃木県立博物館
- (3) 納期  
令和6(2024)年3月29日(金)

## 【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

## 6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

## 7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。